

総務委員会

I. 総務委員会議題（総務委員会議決事項）

○ 議題

1. 通達事項（別紙）
2. 学内委員会委員等の委嘱について（総B1号）
3. 受託研究、共同研究等の受入について（研B1号）
4. 東京大学大学院総合文化研究科・教養学部とセベリア大学哲学部との部局間学術交流協定および部局間学生交流覚書の更新について（教B4号）
5. 東京大学大学院総合文化研究科・教養学部、大学院人文社会系研究科・文学部、大学院数理科学研究科とパリ・シテ大学との部局間学生交流覚書の更新について（教B5号）
6. 東京大学教養学部とソウル大学言語教育院との「国際研修（ソウル大学校韓国語研修サマープログラム）」協約の更新について（教B6号）

○ 報告事項

1. 寄附金・学術指導の受入について（研B2号）
2. 2024年度寄附金受入一覧（研B3号）

II. 拡大教授会、教授会上程議題の審議

○ 報告事項

1. 総務委員会報告
2. 研究科長・学部長・研究所長合同会議等報告（総B2号）
3. 全学環境安全衛生管理室等会議・事故災害報告（総B3号）
4. 研究費不正使用の注意喚起（研B4号）
5. 各委員会報告（教B1号）
6. その他
 - ・情報セキュリティインシデント発生時の相談先について（資料印刷不可・データ配布のみ）
 - ・駒場ロジ本館宿舎相談主事の公募について
 - ・2025年度「東京大学オープンキャンパス」の開催について
 - ・2025年夏駒場Iキャンパス節電のお願い
 - ・教養教育高度化機構「アクティブラーニングニュースレター」の発行について

○ 議題

1. 教員人事（別紙）
2. 学融合プログラムの変更に関する東京大学教養学部規則の一部を改正する規則及び各学科等教務関係内規の改正について（教B2号）
3. 教養学部後期課程における授業に関する申し合わせについて（教B3号）

○ 教員人事の内容

講 師	提 案	1 件
准 教 授	提 案	1 件

計2件

（参考）2025年7月3日総務委員会における拡大教授会、教授会上程議題

○ 報告事項

1. 総務委員会報告
2. 研究科長・学部長・研究所長合同会議等報告（総A1号）

○ 議題

1. 教員人事（別紙）
2. 東京大学大学院総合文化研究科・教養学部野球場一時貸付規則の制定について（学A1号）

委員会関係

教務委員会

【総務委員会報告】

【教授会報告】

- ・ 2025年度Sセメスター（S2ターム）追試験の実施について（教B1号）
- ・ Sセメスター・S2ターム定期試験監督および成績報告等について
- ・ 令和7年度前期課程退学命令対象者について

財務委員会

教育研究経費委員会

情報基盤委員会

入試委員会

教養教育評価委員会

学生委員会

三鷹国際学生宿舎
運営委員会

図書委員会

前期運営委員会

後期運営委員会

建設委員会

環境委員会

防災委員会

その他

総務委員会議事要旨(案)

日 時：2025年7月3日(木) 13:15～14:07

場 所：Zoom会議

出席者：50名

I. 総務委員会議題（総務委員会議決事項）

○ 議題

1. 通達事項

研究科長から、通達事項について説明があり、了承された。

○ 報告

1. 教員の休職について

研究科長から報告があった。

II. 拡大教授会、教授会上程議題の審議

下記の報告事項・議題について拡大教授会に上程することとした。

○ 報告事項

1. 総務委員会報告

2. 研究科長・学部長・研究所長合同会議等報告

3. その他

・教育運営委員会進学選択制度の見直し等に関する特別部会の設置について（提案）

○ 議題

1. 教員人事

2. 東京大学大学院総合文化研究科・教養学部野球場一時貸付規則の制定について

○ 教員人事の内容

講 師 報 告 2 件

准 教 授 提 案 3 件

報 告 1 件

教 授 提 案 3 件

計9件

以上

学内委員会委員等の委嘱について

・委嘱事項 1 件

2025. 7. 17

	委員会名	旧委員	新委員	規則上の任期	新委員の任期
1	キャンパス計画室植栽管理部会委員	_____	たむら たかし 田村 隆 准 教 授	自 2025. 4. 1 至 2026. 3. 31	自 2025. 4. 1 至 2026. 3. 31

受託研究の受入について

2025年度

2025年7月17日

No.	研究担当者			研究委託機関	事業名	研究題目	総額(円)	備考
	役職	氏名	所属					
68	准教授	野口 篤史	相関基礎	国立研究開発法人科学技術振興機構	研究成果展開事業 共創の場形成支援(共創の場形成支援プログラム)	量子ソフトウェアとHPC・シミュレーション技術の共創によるサステナブルAI研究拠点に関する東京大学による研究開発	1,584,000	理学系研究科より学内配分
69	教授	太田 邦史	生命環境	国立大学法人東北大学(国立研究開発法人日本医療研究開発機構)	革新的先端研究開発支援事業	TAQingシステムの最適化・拡張と変異株のゲノム・遺伝子発現の解析	13,000,000	

共同研究の受入について

2025年度

2025年7月17日

No.	研究担当者			共同研究機関	研究題目	研究期間	総額(円)	備考
	役職	氏名	所属					
36	教授	開 一夫	広域システム	株式会社アイシン	AIエージェントの機能拡張と効果に関する認知科学的研究	2025.5.21～2026.3.31	3,450,000	情報学環より学内配分
37	教授	舘 知宏	広域システム	株式会社日建設計	折紙のアルゴリズムを用いた可動・展開構造物の実践	2019.4.1～2026.3.31	500,000	研究費総額:4,000,000円 2019年度～2021年度: 500,000円/年 2022年度:1,000,000円 2023年度～2025年度: 500,000円/年
38	准教授	吉本 敬太郎	生命環境	ダイキン工業株式会社	東大 アプタマーを利用した微生物の見える化に関する技術開発④	2025.4.1～2026.4.30	28,128,100	
39	教授	中澤 公孝	生命環境 (身体運動)	NTT株式会社	生体情報活用におけるセキュアネットワークサービス基盤の研究開発	2025.7.7～2026.3.31	0	
40	教授	坪井 貴司	生命環境	一般財団法人糧食研究会	腸脳相関機能イメージングによる食品成分摂取の影響評価	契約締結日～2028.4.30	2,000,000	研究費総額:6,000,000円 2025年度～2027年度: 2,000,000円/年
41	特任助教	堀 まゆみ	教養教育 高度化機構	三菱ケミカル・クリンスイ株式会社	水の味の深化	2025.6.16～2026.3.31	1,000,000	
42	教授	中澤 公孝	生命環境 (身体運動)	NTT株式会社	スポーツ本番場面におけるメンタルの評価手法に関する研究	契約締結日～2026.3.31	0	

国際交流協定・覚書 更新実績報告書

提出年月日：2025/1/24

担当部局：総合文化研究科

1.相手大学(機関)			
名称	日本語	セビリア大学哲学部	
	英語	Faculty of Philosophy, University of Seville	
	当該国語 ※任意	Facultad de Filosofía, Universidad de Seville	
地域/国名	ヨーロッパ	スペイン	
設立年	1505	年設立	
設置形態	国立		
URL	https://filosofia.us.es/		
組織及び規模(学部・研究所、学生・研究者の数等)	学部数:27、学生数:約73,000人、教員数:約4,000人 他に付属研究センターが5ある。 哲学部は学部生約500人、大学院生約50名、教員約50人。		
相手国内における大学(機関)としての評価	学術水準において高い評価を受け、特に哲学に関しては国内2位に評価されている。		
その他(特色等があれば記入)	セビリア大学はスペイン政府によって国際化の重要拠点として"Campus de Excelencia Internacional"というカテゴリーを付与され、世界的に高い評価を得ている。		
2.協定の内容			
今回更新を希望する協定等の種類、名称等			
協定の種類:	部局協定		
協定名(英語):	EXTENSION ADDENDUM TO THE AGREEMENT ON ACADEMIC EXCHANGE BETWEEN FACULTAD DE FILOSOFIA, UNIVERSIDAD DE SEVILLA (SPAIN) AND GRADUATE SCHOOL OF ARTS AND SCIENCES, COLLEGE OF ARTS AND SCIENCES, THE UNIVERSITY OF TOKYO (JAPAN)		
協定名(英語以外):	ADENDA DE PRÓRROGA AL CONVENIO DE INTERCAMBIO ACADEMICO ENTRE LA FACULTAD DE FILOSOFIA DE LA UNIVERSIDAD DE SEVILLA (ESPAÑA) Y LA GRADUATE SCHOOL OF ARTS AND SCIENCES, COLLEGE OF ARTS AND SCIENCES, THE UNIVERSITY OF TOKYO (JAPON)		
関係部局名:	なし		
同時更新を希望する覚書の種類、名称等			
覚書の種類:	部局覚書		
覚書名(英語):	EXTENSION ADDENDUM TO THE MEMORANDUM ON STUDENT EXCHANGE BETWEEN FACULTAD DE FILOSOFIA, UNIVERSIDAD DE SEVILLA (SPAIN) AND GRADUATE SCHOOL OF ARTS AND SCIENCES, COLLEGE OF ARTS AND SCIENCES, THE UNIVERSITY OF TOKYO (JAPAN)		
覚書名(英語以外):	ADENDA DE PRÓRROGA AL MEMORANDUM SOBRE INTERCAMBIO DE ESTUDIANTES ENTRE LA FACULTAD DE FILOSOFIA DE LA UNIVERSIDAD DE SEVILLA (ESPAÑA) Y LA GRADUATE SCHOOL OF ARTS AND SCIENCES, COLLEGE OF ARTS AND SCIENCES, THE UNIVERSITY OF TOKYO (JAPON)		
関係部局名:	なし		
交流分野			
人文学全般、特に、日本学、哲学			
交流内容(該当するものに○)			
学生交流	<input type="radio"/>	講義、講演、シンポジウムの実施	<input type="radio"/>
教員・研究者交流	<input type="radio"/>	学術情報及び資料の交換	<input type="radio"/>
職員交流		その他	→()
単位互換	<input type="radio"/>		
ダブル・ディグリー		→取得できる学位の種類:	
ジョイント・ディグリー		→取得できる学位の種類:	
共同研究	<input type="radio"/>		
受入に伴う奨学金支給			
授業料相互不徴収	<input type="radio"/>	→人数(年): 4人(学期) [学部生/大学院生]	

3.更新理由					
セビア大学哲学部からは引き続き毎年複数の留学希望者がおり、多様な学生を受け入れてきた。過去5年間のもっとも大きな成果は、日本からも2023年Aセメから2024年Sセメにかけてようやく1人哲学を専攻する学生をセビア大学に派遣することができたことである。これまで築いてきた関係がようやく相互的に実を結ぶことができた。今後はさらに相互の交流が進められるよう本協定を更新したい。					
4.これまでの交流実績、成果等(特に締結してからの交流実績を中心に御記入ください。)					
この5年間でセビア大学哲学部から学部生9名を受け入れ、様々な関心、テーマを持った学生が本学で学んだ。日本の社会や文化への興味が大変強いことがうかがえて、日本側の学生にも大いに刺激になったのではないと思われる。また本学からもようやく1人、哲学系の学生がセビア大学へも行き、大変充実した留学生活を送った。今後もさらに日本からの派遣を増やしたい。					
年度/学期	2021S	2021A-2022S	2022A-2023S	2023A-2024S	2024A-2025S
受入	1	2	3	2	1
派遣	0	0	0	1	0
5. 更新後の交流計画					
近年、全体的に本学に来る留学生は多いが、こちらからの派遣が少ない傾向が続いているように思われる。引き続き本学からの留学生が増え、相互に交流できるよう努力する必要がある。ただし、国際的に日本への関心が高いのは、今後の日本研究の国際化のためにはよいことであり、日本に来る学生や研究者をしっかりと受け入れ、東大での交流を充実させるよういっそう努めなければならないと考える。そのためには本学の国際日本学研究とも連携し、そのパートナー校の1つとしてセビア大学を位置づけられるとよいと考えるとともに、セビア大学の学生と東大の学生の交流会なども企画できるだろう。					
6.更新までのスケジュール(担当・関係部局承認予定日等)					
2025年7月 部局承認予定					
7.実施責任体制					
責任者 寺田寅彦(総合文化研究科長・教授) (担当部局長): 幹事教職員: 梶谷真司(総合文化研究科・教授) 川崎義史(総合文化研究科・准教授)					
8.相手側の対応組織					
責任者 Prof. Inmaculada Murcia Serrano, Dean, Faculty of Philosophy (担当部局長): 幹事教職員: Marta Jiménez, Head of the International Agreements Unit Alejandro Rodriguez, Administrative Assistant, International Agreements Unit					
9.資金計画					
学生の受入と派遣双方に関して、旅費・滞在費などは基本的に自己支弁とする。					
10.同一校(機関)との交流の有無					
<input type="checkbox"/> 有 協定の種類: ▼リストから選択 担当部局: ▼部局名選択 締結年月: 年 月 (最終更新年: 年)					
<input checked="" type="checkbox"/> 無					
11.その他特記事項					
本件担当部局事務					
部局名	総合文化研究科				
部署名	国際研究協力室				
担当者名	織田佐由子				
Email	irco-komaba@adm.c.u-tokyo.ac.jp				



UNIVERSIDAD DE SEVILLA



**ADENDA DE PRÓRROGA AL
CONVENIO DE INTERCAMBIO
ACADEMICO ENTRE LA
FACULTAD DE FILOSOFIA DE LA
UNIVERSIDAD DE SEVILLA
(ESPAÑA) Y LA GRADUATE
SCHOOL OF ARTS AND SCIENCES,
COLLEGE OF ARTS AND
SCIENCES, THE UNIVERSITY OF
TOKYO (JAPON)**

**EXTENSION ADDENDUM TO THE
AGREEMENT ON ACADEMIC
EXCHANGE BETWEEN FACULTAD
DE FILOSOFIA, UNIVERSIDAD DE
SEVILLA (SPAIN) AND GRADUATE
SCHOOL OF ARTS AND SCIENCES,
COLLEGE OF ARTS AND SCIENCES,
THE UNIVERSITY OF TOKYO
(JAPAN)**

LAS PARTES

MEETING TOGETHER

De una parte, el Sr. D. MIGUEL ÁNGEL CASTRO ARROYO, Rector Magnífico de la Universidad de Sevilla, nombrado en virtud de Decreto 198/2020 de 1 de diciembre de la Junta de Andalucía, y cuya representación legal ostenta, según dispone el art. 50 de la Ley Orgánica 2/2023, de 22 de marzo, del Sistema Universitario, así como el art. 20 del Estatuto de la Universidad de Sevilla, aprobado por Decreto 324/2003, de 25 de noviembre, modificado por Decreto 55/2017, de 11 de abril.

And Mr. MIGUEL ÁNGEL CASTRO ARROYO, Magnificent Rector of the Universidad de Sevilla, appointed by virtue of Decree 198/2020 of December 1 of the Junta de Andalucía, and whose legal representation he holds, as provided in art. 50 of Organic Law 2/2023, of March 22, of the University System, as well as art. 20 of the Statute of the Universidad de Sevilla, approved by Decree 324/2003, of November 25, modified by Decree 55/2017, of April 11.

Y de otra parte, el Sr. D. Profesor TERADA Torahiko, Decano de la Escuela de Posgrado de Artes y Ciencias, Facultad de Artes y Ciencias, actuando en nombre de la Universidad de Tokio, sobre la delegación de poderes estipulada en las «Normas de la Universidad de Tokio sobre Organizaciones Básicas» establecidas el 1 de abril de 2004.

Professor TERADA Torahiko, Dean of the Graduate School of Arts and Sciences, College of Arts and Sciences, acting on behalf of the University of Tokyo, on the delegation of powers stipulated in the “The University of Tokyo Rules on Basic Organizations” established on April 1, 2004.

Ambas partes se reconocen mutuamente capacidad jurídica suficiente para suscribir esta Adenda y

Mutually acknowledging their sufficient legal capacity to enter this Extension Addendum and for this purpose



UNIVERSIDAD DE SEVILLA



DECLARAN

1.- Que la Graduate School of Arts and Sciences, College of Arts and Sciences de la University of Tokyo y la Facultad de Filosofía de Universidad de Sevilla firmaron un Acuerdo de Intercambio Académico entre las partes celebrado el 10 de febrero de 2016, nuevamente revisado y firmado el 24 de enero de 2022 (en lo sucesivo, «Acuerdo anterior»), con el deseo de aprovechar los puntos fuertes e intereses académicos mutuos.

2.- Que en el marco del convenio de referencia, se han desarrollado actividades a plena satisfacción de las partes, quienes desean que las mismas continúen.

3.- Que en el mencionado acuerdo se establece la posibilidad de su renovación, mediando previo acuerdo de las partes.

Por los motivos expuestos, las dos partes firmantes se comprometen a aplicar la siguiente

LENGUA

El presente Addendum de Prórroga se redacta por duplicado en inglés y español, siendo todos ellos igualmente auténticos. En caso de discrepancia entre las versiones, prevalecerá la versión inglesa para determinar la intención y el significado del presente Acuerdo.

STATE

1.- That Graduate School of Arts and Sciences, College of Arts and Sciences, the University of Tokyo and Facultad de Filosofía, Universidad de Sevilla signed an Agreement on Academic Exchange between the parties concluded on February 10, 2016, newly revised and signed on January 24, 2022 (hereinafter referred to as "previous Agreement"), wishing to build on mutual academic strengths and interests.

2.- That both Institutions have successfully carried out activities under this agreement, which they wish to be continued.

3.- That the above mentioned previous Agreement establishes the possibility of renewal by mutual consent of the parties.

For all the above mentioned reasons, both parties agree to apply the following amendments.

LANGUAGE

This Extension Addendum is created in duplicate in English, and Spanish, all of which are equally authentic. In the event of any discrepancy between the versions, the English version shall prevail in determining the intent and meaning of this Agreement.



UNIVERSIDAD DE SEVILLA



CLÁUSULA ÚNICA: VIGENCIA

Las partes acuerdan prorrogar la validez del presente Acuerdo de Intercambio Académico durante cuatro (4) años a partir del 10 de febrero de 2025 . No obstante, cualquiera de las partes podrá denunciar unilateralmente el presente Acuerdo notificando por escrito con seis (6) meses de antelación la fecha en que desea ponerle fin.

OTRAS DISPOSICIONES

Todas las demás disposiciones del Acuerdo anterior se mantienen sin cambios.

Como prueba de conformidad, los representantes de ambas partes firman el presente documento por duplicado, en el lugar y fecha indicados.

**POR LA UNIVERSIDAD DE
SEVILLA**

Fdo. Miguel Ángel Castro Arroyo
Lugar y fecha: Sevilla, ___/___/2025

TERM: VALIDITY

The parties agree to extend the validity of this Agreement on Academic Exchange for four (4) years from February 10, 2025. However, either party may unilaterally denounce this Agreement by giving six (6) months prior written notice of the date on which they wish to terminate it.

OTHER PROVISIONS

All other provisions of the previous Agreement remain unchanged.

In witness thereof, the representatives of both institutions sign two copies of the present Agreement on the given date and place.

**FOR THE UNIVERSITY
OF TOKIO**

Prof. Dr. TERADA Torahiko
Dean
Graduate School of Arts and Sciences
College of Arts and Sciences
Place and date: Tokyo, ___/___/2025



UNIVERSIDAD DE SEVILLA



**ADENDA DE PRÓRROGA AL
MEMORANDUM SOBRE
INTERCAMBIO DE ESTUDIANTES
ENTRE LA FACULTAD DE
FILOSOFIA DE LA UNIVERSIDAD
DE SEVILLA (ESPAÑA) Y LA
GRADUATE SCHOOL OF ARTS
AND SCIENCES, COLLEGE OF
ARTS AND SCIENCES, THE
UNIVERSITY OF TOKYO (JAPON)**

**EXTENSION ADDENDUM TO THE
MEMORANDUM ON STUDENT
EXCHANGE BETWEEN FACULTAD
DE FILOSOFIA, UNIVERSIDAD DE
SEVILLA (SPAIN) AND GRADUATE
SCHOOL OF ARTS AND SCIENCES,
COLLEGE OF ARTS AND SCIENCES,
THE UNIVERSITY OF TOKYO (JAPAN)**

LAS PARTES

MEETING TOGETHER

De una parte, el Sr. D. MIGUEL ÁNGEL CASTRO ARROYO, Rector Magnífico de la Universidad de Sevilla, nombrado en virtud de Decreto 198/2020 de 1 de diciembre de la Junta de Andalucía, y cuya representación legal ostenta, según dispone el art. 50 de la Ley Orgánica 2/2023, de 22 de marzo, del Sistema Universitario, así como el art. 20 del Estatuto de la Universidad de Sevilla, aprobado por Decreto 324/2003, de 25 de noviembre, modificado por Decreto 55/2017, de 11 de abril.

And Mr. MIGUEL ÁNGEL CASTRO ARROYO, Magnificent Rector of the Universidad de Sevilla, appointed by virtue of Decree 198/2020 of December 1 of the Junta de Andalucía, and whose legal representation he holds, as provided in art. 50 of Organic Law 2/2023, of March 22, of the University System, as well as art. 20 of the Statute of the Universidad de Sevilla, approved by Decree 324/2003, of November 25, modified by Decree 55/2017, of April 11.

Y de otra parte, el Sr. D. Profesor TERADA Torahiko, Decano de la Escuela de Posgrado de Artes y Ciencias, Facultad de Artes y Ciencias, actuando en nombre de la Universidad de Tokio, sobre la delegación de poderes estipulada en las «Normas de la Universidad de Tokio sobre Organizaciones Básicas» establecidas el 1 de abril de 2004.

Professor TERADA Torahiko, Dean of the Graduate School of Arts and Sciences, College of Arts and Sciences, acting on behalf of the University of Tokyo, on the delegation of powers stipulated in the “The University of Tokyo Rules on Basic Organizations” established on April 1, 2004.

Ambas partes se reconocen mutuamente capacidad jurídica suficiente para suscribir esta Adenda y

Mutually acknowledging their sufficient legal capacity to enter this Extension Addendum and for this purpose



UNIVERSIDAD DE SEVILLA



DECLARAN

1.- Que la Graduate School of arts and Sciences, College of Arts and Sciences, de la University of Tokyo y la Facultad de Filosofía de la Universidad de Sevilla suscribieron el 24 de enero de 2022 (en lo sucesivo, «Memorándum anterior») un Convenio de Intercambio de Estudiantes con el fin de acordar programas específicos de Intercambio de Estudiantes tal como se definen en el Acuerdo sobre Intercambio Académico entre las partes celebrado el 10 de febrero de 2016, prorrogado el 10 de febrero de 2021 y el 10 de febrero de 2025.

2.- Que en el marco del convenio de referencia, se han desarrollado actividades a plena satisfacción de las partes, quienes desean que las mismas continúen.

3.- Que dicho Memorándum previo establece la posibilidad de renovación por mutuo acuerdo de las partes.

Por todo ello, ambas partes acuerdan aplicar las siguientes modificaciones.

LENGUAJE

El presente Addendum de Prórroga se redacta por duplicado en inglés y español, siendo todos ellos igualmente auténticos. En caso de discrepancia entre las versiones, prevalecerá la versión inglesa para determinar la intención y el significado del presente Memorándum.

STATE

1.- That Graduate School of Arts and Sciences, College of Arts and Sciences, the University of Tokyo and Facultad de Filosofía, Universidad de Sevilla signed a Memorandum on Student Exchange on January 24, 2022 (hereinafter referred to as "previous Memorandum"), in order to agree on specific programs of Student Exchange as defined in the Agreement on Academic Exchange between the parties concluded on February 10, 2016, extended on February 10, 2021 and February 10, 2025.

2.- That both Institutions have successfully carried out activities under this Memorandum, which they wish to be continued.

3.- That the above mentioned previous Memorandum establishes the possibility of renewal by mutual consent of the parties.

For all the above mentioned reasons, both parties agree to apply the following amendments.

LANGUAGE

This Extension Addendum is created in duplicate in English, and Spanish, all of which are equally authentic. In the event of any discrepancy between the versions, the English version shall prevail in determining the intent and meaning of this Memorandum.



UNIVERSIDAD DE SEVILLA



CLÁUSULA ÚNICA: VIGENCIA

Las partes acuerdan prorrogar la vigencia del presente convenio de colaboración por cuatro años desde el 10 de febrero de 2025. No obstante, cualquiera de las partes podrá denunciar unilateralmente el presente Memorandum notificando por escrito con seis (6) meses de antelación la fecha en la que desea rescindirlo.

OTRAS DISPOSICIONES

Todas las demás disposiciones del Acuerdo anterior se mantienen sin cambios.

Como prueba de conformidad, los representantes de ambas partes firman el presente documento por duplicado, en el lugar y fecha indicados.

**POR LA UNIVERSIDAD DE
SEVILLA**

Fdo. Miguel Ángel Castro Arroyo
Lugar y fecha: Sevilla, ___/___/2025

TERM: VALIDITY

The parties agree to extend the validity of this Memorandum for four (4) years from February 10, 2025. However, either party may unilaterally denounce this Memorandum by giving six (6) months prior written notice of the date on which they wish to terminate it.

OTHER PROVISIONS

All other provisions of the previous Memorandum remain unchanged.

In witness thereof, the representatives of both institutions sign two copies of the present on the given date and place.

**FOR THE UNIVERSITY
OF TOKIO**

Prof. Dr. TERADA Torahiko
Dean
Graduate School of Arts and Sciences
College of Arts and Sciences
Place and date: Tokyo, ___/___/2025

国際交流協定・覚書 更新実績報告書

提出年月日: 2025/6/5

担当部局: 総合文化研究科

1.相手大学(機関)			
名称	日本語	パリ・シテ大学(旧 パリ第7大学デイドロ)	
	英語	Université Paris Cité	
	当該国語 ※任意	Université Paris Cité	
地域/国名	ヨーロッパ	フランス	
設立年	1970	年設立	
設置形態	国立		
URL	https://u-paris.fr/en/		
組織及び規模(学部・研究所、学生・研究者の数等)	学生数は約63,000名、教職員は約4,500名。芸術・文学・言語分野、人文科学・経済・社会科学分野、科学記述分野、医学・歯学・薬学・看護学分野にわたって3学部・3研究科を有する。		
相手国内における大学(機関)としての評価	医学、理学、人文科学の主要3領域において、革新的、学際的な研究成果への評価が高い。大学附属の地球物理研究所は世界的権威の研究機関として知られる。		
その他(特色等があれば記入)	2019年にパリ第5大学(デカルト)、パリ第7大学(デイドロ)、パリ地球物理学研究所が合併してパリ大学となり、その後2022年にパリ・シテ大学へ名称を変更した。		
2.協定の内容			
今回更新を希望する協定等の種類、名称等			
協定の種類:	部局覚書		
協定名(英語):	ADDENDUM No. 1 TO THE MEMORANDUM ON STUDENT EXCHANGE BETWEEN UNIVERSITÉ PARIS CITÉ (France) AND GRADUATE SCHOOL OF ARTS AND SCIENCES/COLLEGE OF ARTS AND SCIENCES, GRADUATE SCHOOL OF HUMANITIES AND SOCIOLOGY/FACULTY OF LETTERS, GRADUATE SCHOOL OF MATHEMATICAL SCIENCES, THE UNIVERSITY OF TOKYO (JAPAN)		
協定名(英語以外):	AVENANT No. 1 À LA CONVENTION DE MOBILITE ETUDIANTE ENTRE UNIVERSITÉ PARIS CITÉ (France) ET DEPARTEMENT DES ARTS ET DES SCIENCES/FACULTE DES ARTS ET SCIENCES, DEPARTEMENT D'HUMANITES ET DE SOCIOLOGIE/FACULTE DES LETTRES, DEPARTEMENT DE MATHEMATIQUES SCIENTIFIQUES L'UNIVERSITE DE TOKYO (JAPON)		
関係部局名:	数理科学研究科、人文社会系研究科		
同時更新を希望する覚書の種類、名称等			
覚書の種類:	▼リストから選択		
覚書名(英語):			
覚書名(英語以外):			
関係部局名:			
交流分野			
相互に関心のある分野			
交流内容(該当するものに○)			
学生交流	<input type="radio"/>	講義、講演、シンポジウムの実施	<input type="radio"/>
教員・研究者交流	<input type="radio"/>	学術情報及び資料の交換	<input type="radio"/>
職員交流	<input type="radio"/>	その他	→()
単位互換	<input type="radio"/>		
ダブル・ディグリー		→取得できる学位の種類:	
ジョイント・ディグリー		→取得できる学位の種類:	
共同研究	<input type="radio"/>		
受入に伴う奨学金支給			
授業料相互不徴収	<input type="radio"/>	→人数(年): 2人(4学期)	[学部生/大学院生]

3.更新理由					
パリ第7大学(ディドロ)との間では2008年に大学間レベルの全学学生交流覚書を締結して学生を相互に派遣してきたが、相手機関の意向等を踏まえた協議の結果、2018年に全学覚書を終結して部局間覚書を締結し、本学の総合文化研究科・教養学部、人文社会系研究科・文学部、数理科学研究科との間で学生交換を実施することとした。部局間交換留学に移行後も学生の相互派遣は継続されており、今後も双方における学生交流が期待される。					
4.これまでの交流実績、成果等(特に締結してからの交流実績を中心に御記入ください。)					
2018年に部局間覚書が締結されて以来、コロナ禍の2020～2021年度を除いて継続的に相互派遣が行われている。					
年 度	2019	2022	2023	2024	2025
受 入	1	2		2	
派 遣	1		1	2	2(予定)
5. 更新後の交流計画					
引き続き、授業料不徴収による学生の相互派遣を実施する。					
6.更新までのスケジュール(担当・関係部局承認予定日等)					
総合文化研究科:2025年7月(予定) 人文社会系研究科:2025年7月(予定) 数理科学研究科:2025年9月(予定)					
7.実施責任体制					
責 任 者 寺田寅彦(総合文化研究科長・教授) (担当部局長): 幹事教職員: マチュー・カペル(総合文化研究科・教授) 塩塚 秀一郎 (人文社会系研究科・教授) ウィロックス ラルフ (数理科学研究科・教授)					
8.相手側の対応組織					
責 任 者 Prof. HORIUCHI Annick (Langues et civilisations de l'Asie Orientale / East Asian studies) (担当部局長): 幹事教職員: Ms Sanae FUKUMA (International Cooperation Officer, International Relations Department) Ms Maïtena LARRECQ (International Cooperation Officer, International Relations Office, Faculty of Humanities and Social Sciences)					
9.資金計画					
東京大学学術奨励金等を利用					
10.同一校(機関)との交流の有無					
<input checked="" type="checkbox"/> 有 協定の種類: 全学協定 担当部局: 総合文化研究科 締結年月: 2008年7月 (最終更新年: 2018年)					
<input type="checkbox"/> 無					
11.その他特記事項					
パリ・シテ大学側から、組織改編等により全学協定更新の調整に時間を要するため、今回は部局間学生交流覚書のみ2年間の期間延長を行い、2年後に先方のFaculty of Humanities and Social Sciences、Faculty of Sciencesそれぞれが個別に部局間覚書を締結したいとの要望が出され、これに合意した。全学協定は早期に更新を完了させることを目指して引き続き調整を行うこととする。 また、覚書文書についてはパリ・シテ大学の規程により英仏併記となっており、言語による文書の切り分けは難しいとの先方の意向を優先した。					
本件担当部局事務					
部 局 名 :	総合文化研究科				
部 署 名 :	国際研究協力室				
担 当 者 名 :	織田佐由子				
Email :	irco-komaba@adm.c.u-tokyo.ac.jp				

**AVENANT No. 1
À LA CONVENTION DE
MOBILITE ETUDIANTE**

**ADDENDUM No. 1
TO THE MEMORANDUM ON
STUDENT EXCHANGE**

**ENTRE
UNIVERSITÉ PARIS CITÉ
(France)**

**BETWEEN
UNIVERSITÉ PARIS CITÉ
(France)**

Etablissement public scientifique,
culturel et professionnel expérimental
issu du décret n°2019-209 du 20 mars
2019 modifié

Experimental scientific, cultural and
professional public establishment
created by amended decree no. 2019-
209 of 20 March 2019

Situé au 85, Boulevard Saint-Germain
75006 Paris, Siret 130 025 737 000114.
Représentée par son Président, Monsieur
Edouard KAMINSKI.
Ci-après désigné « UPCité »

Located at 85, Boulevard Saint-Germain
75006 Paris, Siret 130 025 737 000114.
Represented by its President, M. Edouard
KAMINSKI.
Hereinafter referred to as "UPCité"

**ET
DEPARTEMENT DES ARTS ET
DES SCIENCES / FACULTE
DES ARTS ET SCIENCES,
DEPARTEMENT D'HUMANITES
ET DE SOCIOLOGIE /
FACULTE DES LETTRES,
DEPARTEMENT DE
MATHEMATIQUES
SCIENTIFIQUES
L'UNIVERSITE DE TOKYO
(JAPON)**

**AND
GRADUATE SCHOOL OF ARTS
AND SCIENCES/
COLLEGE OF ARTS AND
SCIENCES,
GRADUATE SCHOOL OF
HUMANITIES AND
SOCIOLOGY/
FACULTY OF LETTERS,
GRADUATE SCHOOL OF
MATHEMATICAL SCIENCES,
THE UNIVERSITY OF TOKYO
(JAPAN)**

Département des arts et des sciences /
Faculté des arts et sciences, Université
de Tokyo, situé au 3-8-1 Komaba,
Meguro-ku, Tokyo représenté par son
Doyen, TERADA Torahiko.

Graduate School of Arts and Sciences/
College of Arts and Sciences, the
University of Tokyo, located at 3-8-1
Komaba, Meguro-ku, Tokyo, represented
by its Dean, TERADA Torahiko.

Département d'humanités et de
sociologie /
Faculté des lettres, l'Université de
Tokyo, situé au 7-3-1 Hongo, Bunkyo-ku,
Tokyo représenté par son Doyen,
MURAMOTO Yukiko.

Graduate School of Humanities and
Sociology/Faculty of Letters, the
University of Tokyo, located at 7-3-1
Hongo, Bunkyo-ku, Tokyo, represented
by its Dean, MURAMOTO Yukiko.

Département de Mathématiques
Scientifiques, Université de Tokyo, situé
au 3-8-1 Komaba, Meguro-ku, Tokyo
représenté par son Doyen, HIRACHI
Kengo.

Graduate School of Mathematical
Sciences, the University of Tokyo,
located at 3-8-1 Komaba, Meguro-ku,
Tokyo, represented by its Dean, HIRACHI
Kengo.

Ci- après désigné « UTokyo »

Hereinafter referred to as "UTokyo"

Ci-après désignés la « Partie » ou les
« Parties »

Hereinafter referred as "The Party" or
"The Parties"

UPCité et UTokyo souhaitent renouveler,
sous réserve des modifications relatives
à l'identification des cocontractants la
Convention de mobilité étudiante signée
le 13/12/2018 pour le bénéfice mutuel
des deux Parties, ci-après désignée
« Convention initiale ».

UPCité and UTokyo, having originally
signed the Memorandum on Student
Exchange on December 13th, 2018
intend to renew, subject to the
modifications related to the
identification of the co-contractors, this
Memorandum, hereinafter referred to as
"Initial Memorandum" for the mutual
benefit of both parties.

Vu le décret n° 2019-209 du 20 mars
2019 modifié portant création
d'Université Paris Cité et approbation de
ses statuts.

Pursuant to Decree No. 2019-209 of 20
March 2019 establishing Université Paris
Cité and approving the statutes.

Vu le décret n°2022-327 du 4 mars 2022
portant dénomination d'établissement
public expérimental, l'établissement
partenaire en France se nomme
désormais Université Paris Cité.

Pursuant to Decree No. n°2022-327 of 4
March 2022 updating its status into
public experimental institution and
establishing Université de Paris's new
denomination, "Université Paris Cité".

Article 1 : OBJET DE L'AVENANT

Article 1.1 Transfert des droits et obligations à l'Université Paris Cité

Il est convenu que UTokyo a pris connaissance qu'au 1er janvier 2020, en vertu du décret n°2019-209 du 20 mars 2019 modifié, les universités Paris Descartes, Paris Diderot et l'Institut Physique du Globe de Paris fusionnent afin de former l'Université de Paris Cité. Conformément à l'article 6 dudit décret, cette entité juridique reprendra l'ensemble des conventions, droits et obligations des structures fusionnées.

Article 1.2 Prorogation de la Convention Initiale

La Convention Initiale susmentionnée est renouvelée pour une durée de deux ans à compter du 1er septembre 2024. Les parties assurent qu'après l'expiration de cette Convention, les étudiants et étudiantes déjà sélectionnés ou inscrits dans les programmes d'échanges, seront habilités à effectuer leur échange pendant la période désignée, à l'université d'accueil.

Article 1.3 Périmètre de la Convention initiale

La liste des composantes concernées par la convention au sein d'UPCité est la suivante :

Faculté Sociétés et Humanités :

UFR des sciences humaines et sociales (SHS)
Adresse : Campus Saint-Germain-des-Prés - 45 rue des Saints-Pères, 75006 Paris

UFR Etudes anglophones (EA)
Adresse : Bâtiment Olympe de Gouges, 8 place Paul Ricœur, 75013 Paris

Article 1: OBJECT OF ADDENDUM

Article 1.1 Transfer of rights and obligations to Université Paris Cité

It is agreed that UTokyo is aware that on 1 January 2020, pursuant to decree no. 2019-209 of 20 March 2019 as amended, the universities of Paris Descartes, Paris Diderot and the Institut Physique du Globe de Paris merged to form Université Paris Cité. In accordance with article 6 of the aforementioned decree, this legal entity will take over all the agreements, rights and obligations of the merged structures.

Article 1.2 Extension of the Initial Memorandum

The aforementioned Memorandum on Student Exchange is renewed for two years, starting from September 1st 2024. The parties shall ensure that upon termination or expiry of this addendum, any students who have already been selected or enrolled in student exchange shall be permitted to complete the designated period of study at the host university.

Article 1.3 Scope of the Memorandum

The list of the departments at UPCité belonging to the Memorandum is:

Faculty of Humanities and Social Sciences:

UFR des sciences humaines et sociales (SHS)
Address: Campus Saint-Germain-des-Prés - 45 rue des Saints-Pères, 75006 Paris

UFR Etudes anglophones (EA)
Address: Bâtiment Olympe de Gouges, 8 place Paul Ricœur, 75013 Paris

UFR Linguistique (LING)
Adresse : Bâtiment Olympe de Gouges -
8 place Paul-Ricoeur, 75013 Paris

UFR Linguistique (LING)
Address: Bâtiment Olympe de Gouges -
8 place Paul-Ricoeur, 75013 Paris

UFR Langues et civilisation de l'Asie
orientale (LCAO)
Adresse : Bâtiment Les Grands Moulins,
Aile C - 4eme étage - 5 rue Thomas
Mann, 75013 Paris

UFR Langues et civilisation de l'Asie
orientale (LCAO)
Address: Bâtiment Les Grands Moulins,
Aile C - 4eme étage - 5 rue Thomas
Mann, 75013 Paris

UFR Lettres, arts et cinéma (LAC)
Adresse : Bâtiment C des Grands Moulins
- 5 rue Thomas Mann - 6e étage, 75013
Paris

UFR Lettres, arts et cinéma (LAC)
Address: Bâtiment C des Grands Moulins
- 5 rue Thomas Mann - 6e étage, 75013
Paris

UFR Institut Humanités, Sciences et
Sociétés (IHSS)
Adresse : Bâtiment Olympe de Gouges, 8
place Paul Ricoeur, 75013 Paris

UFR Institut Humanités, Sciences et
Sociétés (IHSS)
Address: Bâtiment Olympe de Gouges, 8
place Paul Ricoeur, 75013 Paris

UFR Droit, économie et gestion (DEG)
Adresse : 10 avenue Pierre Larousse,
92240 Malakoff

UFR Droit, économie et gestion (DEG)
Address: 10 avenue Pierre Larousse,
92240 Malakoff

Faculté des Sciences :

Faculty of Sciences:

Ecole d'Ingénieur Denis Diderot - EIDD
Adresse : Bâtiment Olympe de Gouges
8, Place Paul Ricoeur
75013 Paris

Ecole d'Ingénieur Denis Diderot - EIDD
Address: Bâtiment Olympe de Gouges
8, Place Paul Ricoeur
75013 Paris

UFR Sciences Fondamentales et
Biomédicales
Adresse : Campus Saint-Germain-des-
Prés
45, rue des Saints-Pères
75006 Paris

UFR Sciences Fondamentales et
Biomédicales
Address: Campus Saint-Germain-des-
Prés
45, rue des Saints-Pères
75006 Paris

Institut Universitaire de Technologie -
IUT Paris Pajol
Adresse : 20, quater rue du Département
75 018 Paris

Institut Universitaire de Technologie -
IUT Paris Pajol
Address: 20, quater rue du Département
75 018 Paris

UFR Chimie
Adresse : Bâtiment Lavoisier
15, rue Jean Antoine de Baïf
75013 Paris

UFR Chimie
Address: Bâtiment Lavoisier
15, rue Jean Antoine de Baïf
75013 Paris

UFR Informatique
Adresse : Bâtiment Sophie Germain,
8, place Aurélie Nemours
75013 Paris

UFR Informatique
Address: Bâtiment Sophie Germain,
8, place Aurélie Nemours
75013 Paris

UFR Mathématiques et Informatique
Adresse : Campus Saint-Germain-des-Prés
45, rue des Saints-Pères
75006 Paris

UFR Mathématiques et Informatique
Address: Campus Saint-Germain-des-Prés
45, rue des Saints-Pères
75006 Paris

UFR Mathématiques
Adresse : Bâtiment Olympe de Gougès
8, place Paul Ricoeur
75013 Paris

UFR Mathématiques
Address: Bâtiment Olympe de Gougès
8, place Paul Ricoeur
75013 Paris

UFR Physique
Adresse : Bâtiment Condorcet
4, rue Elsa Morante
75013 Paris

UFR Physique
Address: Bâtiment Condorcet
4, rue Elsa Morante
75013 Paris

UFR Sciences du Vivant - SDV
Adresse : 35, rue Hélène Brion
75013 Paris

UFR Sciences du Vivant - SDV
Address: 35, rue Hélène Brion
75013 Paris

La liste des départements de UTokyo qui font parties de la Convention :

The list of the departments at UTokyo belonging to the Memorandum is:

Ecole des arts et sciences / faculté des Arts et Sciences, Université de Tokyo, situé au 3-8-1 Komaba, Meguro-ku, Tokyo

Graduate School of Arts and Sciences/ College of Arts and Sciences
Address: 3-8-1 Komaba, Meguro-ku, Tokyo

Ecole d'Humanités et de Sociologie / Faculté des lettres,
Adresse : 7-3-1 Hongo, Bunkyo-ku, Tokyo

Graduate School of Humanities and Sociology/Faculty of Letters
Address: 7-3-1 Hongo, Bunkyo-ku, Tokyo

Ecole de Mathématiques Scientifiques, Université de Tokyo,
Adresse : 3-8-1 Komaba, Meguro-ku, Tokyo

Graduate School of Mathematical Sciences
Address: 3-8-1 Komaba, Meguro-ku, Tokyo

Article 2 : AUTRES STIPULATIONS

Article 2: OTHER PROVISIONS

Les autres stipulations de la Convention initiale demeurent inchangées.

The other provisions of the Initial Memorandum remain unchanged.

Le présent Avenant prend effet à compter du 1er septembre 2024 par les Parties et ce pour une durée de deux ans. Il est rédigé en français et en

The present Addendum takes effect from September 1st 2024 and for a 2-year period. It is drafted in French and English, in 2 original copies with identical content.

anglais, en 2 exemplaires originaux
identiques quant à leur contenu.

Chaque version et chaque langue faisant
foi.

Each version and language being equally
valid.

Université Paris Cité

The University of Tokyo

Monsieur Edouard KAMINSKI
Le Président

À Paris, le / /2025

Prof. Dr. TERADA Torahiko
Dean
Graduate School of Arts and
Sciences
College of Arts and Sciences

At Tokyo, on / /2025

Prof. Dr. MURAMOTO Yukiko
Dean
Graduate School of Humanities
and Sociology
Faculty of Letters

At Tokyo, on / /2025

Prof. Dr. HIRACHI Kengo
Dean
Graduate School of
Mathematical Science

At Tokyo, on / /2025

2025年度国際研修（ソウル大学校韓国語研修サマープログラム） 概要説明資料

2025年4月30日、5月1日、5月2日

I. プログラム概要

1. 参加資格

- ①TLP 韓国朝鮮語を履修している2年生
- ②総合科目L系列の韓国朝鮮語または後期課程共通韓国朝鮮語の中級以上の授業を履修している者、または履修したことがある者

2. プログラム期間

2025年8月11日（月）～8月29日（8月10日出発、8月30日帰国）

3. 研修場所

ソウル大学校言語教育院韓国語教育センター（ソウル大学校冠岳キャンパス内）

4. プログラム内容（予定）

- ・通常授業 1日4時間×15回（毎週5回）、合計60時間
- ・アクティブラーニング全8回、合計32時間
- ・文化体験2回

5. 費用（参加者10人の場合）：1.00ウォン→0.10円で換算

- ・航空券 100,000 前後
- ・受講料 120,000 円前後
- ・宿泊費 170,000 円（朝食付、2人1室使用）前後
- 計 390,000 円前後
- ・その他の費用
 - 海外旅行保険料等（各自加入）
 - ソウル大生2人TA謝金 4,000 円
 - 滞在費（朝食以外の食費、移動費等）

6. 東京大学からの補助金

参加資格②には国際研修予算から支給（金額は追って通知）

II. 参加に当たって

1. 参加意思の確認：可能な限り5月8日までに意思決定、履修登録
※UTOLに参加申込ファイルをアップロード
2. パスポートの取得、ビザの取得（日本国籍以外で必要な場合）、保護者の承認
3. 羽田空港での集合・解散（現地合流および研修終了後の残留は認めない）
4. 出発前に2回程度準備会を開催するので参加すること

2025年度 東京大学教養学部
「国際研修（ソウル大学校韓国語研修サマープログラム）」
協約書

東京大学教養学部とソウル大学言語教育院は、標記の研修について下記のとおり合意し、本協約書に双方が捺印の後、各1部ずつ保管する。

記

1. 研修の目的：韓国語および韓国文化の修得
2. 対象とする学生（以下「研修生」という）：10名
3. 研修期間・場所：2025年8月11日（月）～2025年8月29日（金）・ソウル大学校言語教育院
4. 研修費用：総額12,000,000ウォン（授業料1,200,000ウォン×10名）
5. 研修の内容：総授業時間数 56時間（韓国語授業52時間＋文化体験4時間）
 - （1）韓国語授業：総13回（1回当たり4時間）
 - （2）文化体験：体験活動 2回（料理体験、組紐プレスレット作り体験）
6. 研修費用の支払い：第4項に定めた金額を東京大学の学生が負担する。研修費用は研修開始の少なくとも10日前までに授業料をソウル大学校に納付する。万が一、ソウル大学校の事情により予定された研修の全部または一部を実施しなかった場合には、実施しなかった部分に相当する費用を東京大学に返還する。ただ、自然災害等のやむを得ない事情により、研修の全部または一部が実施されなかった場合、ソウル大学校と東京大学と東京大学が別途協議し、定める。
7. TA制度：研修期間中、研修生の語学力向上と文化交流のために、また校外生活学習のサポートを行うために、ソウル大学校はTAを選抜する。TAに係る費用は東京大学の学生が負担する。
8. その他：研修期間中、研修生本人の過失、あるいは規則に違反したり、統制に従わなかったりして発生した事件・事故については、ソウル大学校と東京大学は責任を負わない。
9. 本協約書に定めていない事項につき協議が必要となる場合は、E-mailあるいは電話など

で随時協議する。

10. 日本語による協約書を原本とする。

以上

東京大学 教養学部
学部長 寺田寅彦
2025年6月24日

ソウル大学校 言語教育院
院長 具本寛
2025年6月24日



2025 년도 도쿄대학 교양학부

「국제연수(서울대학교 서머프로그램)」

협약서

도쿄대학 교양학부와 서울대학교 언어교육원은 상기 연수에 관하여 다음과 같은 내용을 협약하며 날인 후, 각 1 부씩 보관한다.

1. 연수 목적: 한국어 습득 및 한국 문화 체험
2. 대상 학생(이하 '연수생'): 10 명
3. 연수 기간 및 장소: 2025 년 8 월 11 일(월) ~ 2025 년 8 월 29 일(금), 서울대학교 언어교육원
4. 연수 비용: 총 12,000,000 원(수업료 1,200,000 원 × 10 명)
5. 연수 내용: 총 수업 시수 56 시간(한국어 수업 52 시간 + 문화체험 4 시간)
 - (1) 한국어 수업: 총 13 회(1 회 4 시간 기준)
 - (2) 문화체험: 체험 활동 2 회(요리체험, 매듭 팔찌 만들기)
6. 연수 비용 지불: 제 4 항에서 정한 금액을 도쿄대학의 학생이 부담한다. 연수 비용은 연수 개시 최소 10 일 전까지 서울대학교에 납부한다. 만일, 서울대학교의 사정으로 예정된 연수의 전부 또는 일부를 실시하지 않았을 경우에는 실시하지 않은 부분에 상당하는 비용을 도쿄대학에 반환한다. 단, 자연재해 등의 부득이한 사정으로 연수의 전부 또는 일부를 실시하지 않았을 경우에는 서울대학교와 도쿄대학이 별도 협의 후 정한다.
7. 버디 제도: 연수 과정 중 연수생의 어학 능력 향상과 문화교류, 교외 학습 지원을 위해서 서울대학교는 버디를 선발한다. 버디와 관련된 비용은 도쿄대학 학생이 부담한다.
8. 기타: 연수 기간 동안 연수생 본인의 과실, 혹은 규칙을 어기거나 통제를 따르지 않아 발생한 사건·사고의 경우, 서울대학교와 도쿄대학은 책임을 지지 않는다.

9. 본 협약서에서 논의하지 않은 사항에 대해서 협의가 필요할 경우, E-mail 혹은 전화 등으로 수시 협의한다.

10. 일본어로 된 협약서를 원본으로 한다.

도쿄대학 교양학부
학부장 寺田寅彦
2025. 6. 24.

서울대학교 언어교육원
원장 구본관
2025. 6. 24.



寄附金の受入について

2025年度

2025年7月17日

	No.	受入担当者			寄附者	寄附目的	総額	備考
		役職	氏名	所属				
寄附金	26	センター長	外村 大	韓国学研究中心	Korea Foundation	研究等助成のため	2,135,850	
	27	准教授	塩見 雄毅	相関基礎	公益財団法人村田学術振興・教育財団	研究等助成のため	4,420,000	研究支援経費免除
	28	准教授	樋渡 雅人	国際社会	公益財団法人村田学術振興・教育財団	研究等助成のため	5,000,000	研究支援経費免除
	33	教授	寺尾 潤	相関基礎	公益財団法人村田学術振興・教育財団	研究等助成のため	15,000,000	研究支援経費免除
	36	准教授	香田 啓貴	生命環境	公益財団法人村田学術振興・教育財団	研究等助成のため	3,500,000	研究支援経費免除
							合 計	30,055,850
						2025年度累計	89,826,001	

2024年度寄附金受入一覧

2025年3月31日現在入金済

番号	寄附者	申込金額	受入者		寄附目的
1	公益財団法人 発酵研究所	3,000,000	三宅 敬太	助教	教育・研究等助成のため
2	公益財団法人 発酵研究所	3,000,000	平井 隼人	特任研究員	教育・研究等助成のため
3	公益財団法人 立石科学技術振興財団	2,772,000	宮田 紘平	助教	教育・研究等助成のため
4	公益財団法人 電気通信普及財団	1,150,000	植田 一博	教授	教育・研究等助成のため
5	一般財団法人 キヤノン財団	7,000,000	北西 卓磨	准教授	教育・研究等助成のため
6	公益財団法人 稲盛財団	11,000,000	野口 篤史	准教授	教育・研究等助成のため
7	杉山 浩平	3,000	杉山 浩平	特任研究員	教育・研究等助成のため
8	本田 綾子	20,000	小豆川 勝見	助教	教育・研究等助成のため
9	公益財団法人 上廣倫理財団	25,000,000	梶谷 真司	共生のための国際哲学研究センター長	「上廣共生哲学講座」の運営にかかわる費用として
10	公益財団法人 立石科学技術振興財団	1,667,000	中澤 公孝	教授	教育・研究等助成のため
11	公益財団法人 立石科学技術振興財団	1,667,000	中澤 公孝	教授	教育・研究等助成のため
12	一般社団法人東大ウォリアーズクラブ	350,000	中澤 公孝	教授	教育・研究等助成のため
13	公益財団法人 フジシール財団	3,000,000	本多 智	助教	教育・研究等助成のため
14	不破 理江	3,000	小豆川 勝見	助教	教育・研究等助成のため
15	公益財団法人 池谷科学技術振興財団	2,000,000	寺尾 潤	教授	教育・研究等助成のため
16	公益財団法人 池谷科学技術振興財団	2,000,000	仲川 久礼亜	博士課程2年生(塩見研究室)	教育・研究等助成のため
17	杉山 浩平(公益財団法人高梨学術奨励基金)	1,540,000	杉山 浩平	特任研究員	教育・研究等助成のため
18	高橋 涼吾(公益財団法人石本記念デサントスポーツ科学振興財団)	500,000	中澤 公孝	教授	教育・研究等助成のため
19	望月 祐志	110,000	小豆川 勝見	助教	教育・研究等助成のため
20	株式会社 日本触媒	500,000	内田 さやか	教授	教育・研究等助成のため
21	公益財団法人 喫煙科学研究財団	2,000,000	若杉 桂輔	教授	教育・研究等助成のため
22	Overseas Korean Cultural Heritage Foundation	2,300,000	外村 大	韓国学研究センター長	教育・研究等助成のため
23	Las Cumbres Observatory Global Telescope Network Inc	9,366,598	成田 憲保	教授	教育・研究等助成のため
24	うま味研究会	572,206	中村 優子	准教授	教育・研究等助成のため
25	公益財団法人 アメリカ研究振興会	1,360,000	中野 耕太郎	アメリカ太平洋地域研究センター長	教育・研究等助成のため
26	菱田 健次	100,000	田中 創	准教授	教育・研究等助成のため
27	公益財団法人 長瀬科学技術振興財団	3,000,000	若杉 桂輔	教授	教育・研究等助成のため
28	中谷 裕教	40,000	四本 裕子	進化認知科学研究センター長	教育・研究等助成のため
29	公益財団法人 高橋産業経済研究財団	3,000,000	岡田 泰平	教授	教育・研究等助成のため
30	公益財団法人 上廣倫理財団	2,000,000	伊達 聖伸	教授	教育・研究等助成のため
31	Deutscher Akademischer Austauschdienst(ドイツ学術交流会)	721,501	川喜田 敦子	ドイツ・ヨーロッパ研究センター長	教育・研究等助成のため
32	National Endowment for Democracy	2,925,844	阿古 智子	教授	教育・研究等助成のため

番号	寄附者	申込金額	受入者		寄附目的
33	公益財団法人 西原育英文化事業財団	5,000,000	梶谷 真司	共生のための国際哲学研究センター長	教育・研究等助成のため
34	末次 憲之(公益財団法人 東レ科学振興会)	2,900,000	末次 憲之	准教授	教育・研究等助成のため
35	学士ラガー倶楽部	40,000	真船 文隆	学部長	教育・研究等助成のため
36	大成建設ラグビー蹴球部	20,000	真船 文隆	学部長	教育・研究等助成のため
37	橋本 講司(公益財団法人日本科学協会)	900,000	橋本 講司	助教	教育・研究等助成のため
38	豪日交流基金	4,466,830	中野 耕太郎	アメリカ太平洋地域研究センター長	教育・研究等助成のため
39	Deutscher Akademischer Austauschdienst(ドイツ学術交流会)	4,560,301	川喜田 敦子	ドイツ・ヨーロッパ研究センター長	教育・研究等助成のため
40	吉田 崇英(公益財団法人日本科学協会)	1,050,000	吉田 崇英	学術専門職員	教育・研究等助成のため
41	公益財団法人 日本卓球協会	500,000	飯野 要一	助教	教育・研究等助成のため
42	Korea Foundation	2,732,917	外村 大	韓国学研究センター長	教育・研究等助成のため
43	公益財団法人 三島海雲記念財団	1,800,000	工藤 和俊	教授	教育・研究等助成のため
44	公益財団法人 三島海雲記念財団	300,000	宮田 紘平	助教	教育・研究等助成のため
45	大成建設ラグビー蹴球部	10,000	真船 文隆	学部長	教育・研究等助成のため
46	宮島 祐太郎	30,000	真船 文隆	学部長	教育・研究等助成のため
47	公益財団法人 村田学術振興・教育財団	700,000	LEE SUMIN	博士課程後期6年(内山融研究室)	教育・研究等助成のため
48	Deutscher Akademischer Austauschdienst(ドイツ学術交流会)	6,830,240	川喜田 敦子	ドイツ・ヨーロッパ研究センター長	教育・研究等助成のため
49	公益財団法人 武田科学振興財団	2,000,000	平井 隼人	特任研究員	教育・研究等助成のため
50	Deutscher Akademischer Austauschdienst(ドイツ学術交流会)	1,992,054	川喜田 敦子	ドイツ・ヨーロッパ研究センター長	教育・研究等助成のため
51	National Endowment for Democracy	2,710,960	阿古 智子	教授	教育・研究等助成のため
52	公益財団法人 大隅基礎科学創成財団	500,000	三宅 敬太	助教	教育・研究等助成のため
53	安富 瑞枝	10,000	小豆川 勝見	助教	教育・研究等助成のため
54	株式会社キャンパスクリエイト	1,300,000	酒井 邦嘉	教授	教育・研究等助成のため
55	National Endowment for Democracy	1,786,344	阿古 智子	教授	教育・研究等助成のため
56	学士ラガー倶楽部	20,000	真船 文隆	学部長	教育・研究等助成のため
57	公益財団法人クリタ水・環境科学振興財団	900,000	土田 亮	東京大学特別研究員	教育・研究等助成のため
58	公益信託 成茂動物科学振興基金	550,000	長谷部 政治	講師	教育・研究等助成のため
59	独立行政法人日本スポーツ振興センター	1,200,000	小田 隆史	准教授	教育・研究等助成のため
60	日本航空電子工業株式会社	500,000	若本 祐一	教授	教育・研究等助成のため
61	大成建設ラグビー蹴球部	20,000	真船 文隆	学部長	教育・研究等助成のため
62	Google Asia Pacific Pte Ltd	4,319,700	大関 洋平	准教授	教育・研究等助成のため
63	Deutscher Akademischer Austauschdienst(ドイツ学術交流会)	2,267,801	川喜田 敦子	ドイツ・ヨーロッパ研究センター長	教育・研究等助成のため
64	公益財団法人 立石科学技術振興財団	275,000	中澤 公孝	教授	教育・研究等助成のため
65	National Endowment for Democracy	4,434,000	阿古 智子	教授	教育・研究等助成のため
66	公益財団法人 大和証券財団	1,000,000	小池 進介	准教授	教育・研究等助成のため
67	Deutscher Akademischer Austauschdienst(ドイツ学術交流会)	1,538,720	川喜田 敦子	ドイツ・ヨーロッパ研究センター長	教育・研究等助成のため

番号	寄附者	申込金額	受入者		寄附目的
68	公益財団法人 松尾学術振興財団	3,500,000	素川 靖司	准教授	教育・研究等助成のため
69	大成建設ラグビー蹴球部	10,000	真船 文隆	学部長	教育・研究等助成のため
70	商社ラグビーユニオン	30,000	真船 文隆	学部長	教育・研究等助成のため
71	タック株式会社	500,000	中澤 公孝	教授	教育・研究等助成のため
72	コーピオンジャパン株式会社	250,000	八田 秀雄	教授	教育・研究等助成のため
73	Deutscher Akademischer Austauschdienst(ドイツ学術交流会)	669,650	川喜田 敦子	ドイツ・ヨーロッパ研究センター長	教育・研究等助成のため
74	ANRI株式会社	500,000	染谷 大河	博士課程1年生(大関研究室)	教育・研究等助成のため
75	10校ラグビーフェスティバル	55,000	真船 文隆	学部長	教育・研究等助成のため
76	駐日本国大韓民国大使館	1,800,000	外村 大	韓国学研究センター長	教育・研究等助成のため
77	公益財団法人 精密測定技術振興財団	2,500,000	北西 卓磨	准教授	教育・研究等助成のため
78	公益財団法人 精密測定技術振興財団	2,500,000	須田 佳代	特任研究員	教育・研究等助成のため
79	Chen Yuan	1,500,000	阿古 智子	教授	教育・研究等助成のため
80	公益財団法人 小笠原敏晶記念財団	2,000,000	岩井 智弘	講師	教育・研究等助成のため
81	ランニング学会	100,000	稲葉 健	博士課程1年生(高橋祐美子研究室)	教育・研究等助成のため
82	韓国国史編纂委員会	1,257,111	外村 大	韓国学研究センター長	教育・研究等助成のため
83	公益財団法人 石本記念デサントスポーツ科学振興財団	500,000	高橋 祐美子	准教授	教育・研究等助成のため
84	公益財団法人 石本記念デサントスポーツ科学振興財団	500,000	石川 慶一	博士課程1年生(中澤公孝研究室)	教育・研究等助成のため
85	Human Frontier Science Program Organization	19,608,251	佐藤 守俊	教授	教育・研究等助成のため
86	公益財団法人 小笠原敏晶記念財団	3,000,000	寺尾 潤	教授	教育・研究等助成のため
87	CANGEMI FRANCESCO(The Japan Association for Language Teaching)	100,000	CANGEMI FRANCESCO	特任講師	教育・研究等助成のため
88	有限会社ポールスター	300,000	田中 創	教授	教育・研究等助成のため
89	大石 和欣	330,000	大石 和欣	駒場アカデミック・ライティング・センター長	教育・研究等助成のため
90	株式会社博報堂	2,560,000	真船 文隆	教授	教育・研究等助成のため
91	公益財団法人 上原記念生命科学財団	5,000,000	矢島 潤一郎	教授	教育・研究等助成のため
92	公益財団法人 ライフサイエンス振興財団	1,000,000	飯田 和泉	助教	教育・研究等助成のため
93	外山工業株式会社	150,000	堀 まゆみ	特任助教	教育・研究等助成のため
94	株式会社グリーンライフ	150,000	堀 まゆみ	特任助教	教育・研究等助成のため
95	公益財団法人 科学技術融合振興財団	125,000	JEONG Inhyeok	博士課程3年(中澤公孝研究室)	教育・研究等助成のため
96	公益財団法人 中谷財団	2,000,000	小谷 鷹哉	助教	教育・研究等助成のため
97	公益財団法人 精密測定技術振興財団	1,000,000	羽馬 哲也	准教授	教育・研究等助成のため
98	Deutscher Akademischer Austauschdienst(ドイツ学術交流会)	4,679,972	川喜田 敦子	ドイツ・ヨーロッパ研究センター長	教育・研究等助成のため
99	公益財団法人 上原記念生命科学財団	5,000,000	寺尾 潤	教授	教育・研究等助成のため
100	三井不動産株式会社 尚和クラブラグビー部	11,000	真船 文隆	学部長	教育・研究等助成のため
101	Asia Pacific Center for Theoretical Physics (APCTP)	775,062	鈴木 健太	助教	教育・研究等助成のため
102	Deutscher Akademischer Austauschdienst(ドイツ学術交流会)	3,858,608	川喜田 敦子	ドイツ・ヨーロッパ研究センター長	教育・研究等助成のため

番号	寄附者	申込金額	受入者		寄附目的
103	公益財団法人 稲盛財団	890,575	磯崎 行雄	特任研究員	教育・研究等助成のため
104	一般財団法人 キヤノン財団	6,500,000	北西 卓磨	准教授	教育・研究等助成のため
105	一般財団法人 産業人材研修センター	1,000,000	瀬川 浩司	教授	教育・研究等助成のため
106	公益財団法人 野村財団	700,000	吉本 郁	講師	教育・研究等助成のため
107	公益財団法人 上廣倫理財団	25,000,000	梶谷 真司	共生のための国際哲学研究センター長	「上廣共生哲学講座」の運営にかかわる費用として
108	今橋 映子(美術博物館)	24,218	三浦 篤	美術博物館委員長	教育・研究等助成のため
109	岡本 拓司(自然科学博物館)	13,264	岡本 拓司	自然科学博物館委員長	教育・研究等助成のため
110	一般財団法人 キヤノン財団	5,000,000	寺尾 潤	教授	教育・研究等助成のため
111	公益財団法人 立石科学技術振興財団	1,660,000	山崎 大輝	博士課程学生(中澤公孝研究室)	教育・研究等助成のため
112	公益財団法人 立石科学技術振興財団	666,000	桶川 大志	博士課程学生(中澤公孝研究室)	教育・研究等助成のため
113	Deutscher Akademischer Austauschdienst(ドイツ学術交流会)	4,049,156	川喜田 敦子	ドイツ・ヨーロッパ研究センター長	教育・研究等助成のため
114	Studio Stelluti	2,431,050	池上 高志	教授	教育・研究等助成のため
115	UNIVERSITE DE FRIBOURG	44,187,549	池上 高志	教授	教育・研究等助成のため
		312,774,482			

拡大教授会

○ 報告事項

1. 総務委員会報告
2. 研究科長・学部長・研究所長合同会議等報告（総A1号）（総B2号）
3. 全学環境安全衛生管理室等会議・事故災害報告（総B3号）
4. 研究費不正使用の注意喚起（研B4号）
5. 各委員会報告（教B1号）
6. その他
 - ・情報セキュリティインシデント発生時の相談先について（資料印刷不可・データ配布のみ）
 - ・駒場ロッジ本館宿舎相談主事の公募について
 - ・2025年度「東京大学オープンキャンパス」の開催について
 - ・2025年夏駒場Iキャンパス節電のお願い
 - ・教養教育高度化機構「アクティブラーニングニュースレター」の発行について

○ 議題

1. 学融合プログラムの変更に関する東京大学教養学部規則の一部を改正する規則及び各学科等教務関係内規の改正について（教B2号）
2. 教養学部後期課程における授業に関する申し合わせについて（教B3号）
3. 東京大学大学院総合文化研究科・教養学部野球場一時貸付規則の制定について（学A1号）

教授会

○ 教員人事

講 師	報 告	3 件
准 教 授	提 案	2 件
	報 告	3 件
教 授	報 告	3 件

計 1 1 件

委員会関係

教務委員会 ・2025年度Sセメスター（S2ターム）追試験の実施について（教B1号）
・Sセメスター・S2ターム定期試験監督および成績報告等について
・令和7年度前期課程退学命令対象者について

財務委員会

教育研究経費委員会

情報基盤委員会

入試委員会

教養教育評価委員会

学生委員会

三鷹国際学生宿舎
運営委員会

図書委員会

前期運営委員会

後期運営委員会

建設委員会

環境委員会

防災委員会

その他

拡大教授会および教授会議事要旨(案)

日時 2025年6月19日(木) 15:00~17:15
場所 Zoom会議
出席者 222名

議題

○ 報告事項

1. 総務委員会報告

研究科長から、6月5日、6月19日開催の総務委員会について説明・報告があった。

2. 研究科長・学部長・研究所長合同会議等報告

研究科長から、5月20日、6月3日開催の研究科長・学部長・研究所長合同会議について、資料(総A1号)(総A2号)に基づき説明・報告があった。

3. 全学環境安全管理室等会議・事故災害報告

環境安全管理室鳥井寿夫室長から、資料(総B2号)(総B3号)に基づき報告があった。

4. 研究倫理教育の取り扱いについて

道上達男副研究科長から、資料(研B3号)に基づき報告があった。

5. 研究費不正使用の注意喚起

研究科長から、資料(研B4号)に基づき報告があった。

6. その他

- ・研究科長から、主要な大学ランキングのメソドロジーについて説明があった。
- ・研究科長から、夏季の休業状態等について説明があった。
- ・研究科長から、世界陸上開催に伴う学内施設貸出について説明があった。
- ・武田将明教授から、東京大学連携研究機構ヒューマニティーズセンターによる研究助成公募について説明があった。

○ 審議事項

1. クロス・アポイントメントの申請について

川喜田敦子副研究科長から、資料(総B4号)に基づき説明がなされ、審議の結果、了承された。

2. 東京大学大学院総合文化研究科・教養学部の教員の任期に関する規則の一部改正

川喜田敦子副研究科長から、資料(総B5号)に基づき説明がなされ、審議の結果、了承された。

3. 東京大学大学院総合文化研究科に置かれる講座の組織を定める内規の一部改正

川喜田敦子副研究科長から、資料(総B6号)に基づき説明がなされ、審議の結果、了承された。

4. 東京大学における教員の任期に関する規則の一部改正

川喜田敦子副研究科長から、資料(総B7号)に基づき説明がなされ、審議の結果、了承された。

5. 2025年度予算案について

道上達男財務委員会委員長から、資料(経B1号)に基づき説明がなされ、審議の結果、了承された。

6. 学融合プログラムの変更に関する東京大学教養学部規則の一部を改正する規則及び各学科等教務関係内規の改正について

酒井邦嘉後期運営委員会委員長から、資料(教B1号)に基づき説明があった。

7. 東京大学と香港大学との全学学術協定の更新(担当部局交代)について

谷垣真理子教授から、資料(教B2号)に基づき説明がなされ、審議の結果、了承された。

8. 東京大学大学院総合文化研究科とウィーン工科大学との部局間学術交流協定・部局間学生交流覚書の締結について

松田恭幸教授から、資料(教B3号)に基づき説明がなされ、審議の結果、了承された。

以下、教授会構成員対象の議題です。

○ 教員人事

退職転出等			1 件
講師	提	案	1 件
准教授	提	案	1 件
	報	告	6 件
教授	報	告	4 件

計 13 件

以上

議題及び資料

- | | | |
|----|--|---------------|
| 01 | 学内外情勢

(資料1) 学内外情勢 | 総長 |
| 02 | 東京大学法学部管理運営規則及び東京大学大学院法学政治学研究科管理運営規則の改正
* 審議
(資料2) 東京大学法学部管理運営規則及び東京大学大学院法学政治学研究科管理運営規則の改正(案) | 津田理事 |
| 03 | 社会連携講座等検証・改革委員会の設置
* 報告
(資料3) 社会連携講座等検証・改革委員会の設置について | 角田理事 |
| 04 | 令和6事業年度決算
* 報告
(資料4) 4-1:2024事業年度決算概要、4-2:2024年度収入・支出決算額調書、4-3:令和6年度財務諸表、4-4:令和6年度決算報告書、4-5:令和6年度事業報告書、4-6:令和6年度連結財務諸表 | 菅野理事 |
| 05 | 第4～6回東京大学債券の起債報告
* 報告
(資料5) 第4～6回東京大学債券の起債報告について | 岩垂執行役 |
| 06 | 連携研究機構(エネルギー総合学連携研究機構)の変更
* 報告
(資料6) エネルギー総合学連携研究機構の概要 | 齊藤理事 |
| 07 | 2025年度の省エネルギー・省CO2対策
* 報告
(資料7) 7-1:2025年度の省エネルギー・省CO2対策について、7-2:今からでも出来る省エネ・節電対策 | 大久保総長
特別参与 |
| 08 | 紛争等により学修・研究の継続が困難となった学生・研究者への支援に関する方針検討WG最終報告書
* 報告
(資料8) 8-1:紛争等により学修・研究の継続が困難となった学生・研究者への支援に関する方針検討WG最終報告書サマリー(2025年6月)、8-2:紛争等により学修・研究の継続が困難となった学生・研究者への支援に関する方針検討ワーキンググループ最終報告書 | 林理事 |
| 09 | 国立大学法人等の役員の報酬等及び職員の給与水準の公表
* 報告
(資料9) 国立大学法人東京大学の役職員の報酬・給与等水準の公表について(概要) | 角田理事 |
| 10 | 女性活躍推進法に基づく男女の賃金の差異の公表
* 報告
(資料10) 10-1:東京大学における男女間の賃金の差異の公表について、10-2:女性活躍推進法に関する制度改正のお知らせ | 林理事 |
| 11 | 男性労働者の育児休業等取得率の公表(令和6年(2024年))
* 報告
(資料11) 育児・介護休業法に基づく男性労働者の育児休業取得率等の公表 | 角田理事 |
| 12 | 年次有給休暇「年5日」取得状況(令和6年(2024年))
* 報告
(資料なし) | 角田理事 |
| 13 | その他
(1) 第24回ホームカミングデイ

(資料12) 第24回東京大学ホームカミングデイ実施案 | 三島執行役 |

教B-2号

東京大学教養学部規則の一部を改正する規則（案）（令和 年 月 日東大規則第 号）

改正理由： 教養学部後期課程における学融合プログラムの取得科目・取得単位数の見直しに伴い、所要の改正を行うものである。

現 行					改 正						
別表第2（第13条、第18条関係） (略)					別表第2（第13条、第18条関係） (略)						
5 学融合プログラム科目表 (略)					5 学融合プログラム科目表 (略)						
種別	授業科目名	単位数			取得すべき最低単位数	種別	授業科目名	単位数			取得すべき最低単位数
		講義	演習	実験 実習				講義	演習	実験 実習	
学 融 合 プ ロ グ ラ ム	(略)				14	学 融 合 プ ロ グ ラ ム	(略)				
	進化認知脳科学	言語の認知科学Ⅰ	2								
		言語の認知科学Ⅱ	2								
		言語の認知科学Ⅲ	2								
		言語の脳神経科学	2								
		進化人類学	2								
		人間行動進化学	2								
		動物行動と認知	2								
		社会神経科学	2								
		認知神経科学	2								
		分子認知脳科学	2								
		発達認知脳科学	2								
		情報認知脳科学	2								
		進化認知脳科学特論Ⅰ	2								
		進化認知脳科学特論Ⅱ	2								
		進化認知脳科学特論Ⅲ	2								
	進化認知脳科学特論Ⅳ	2									
	進化認知脳科学演習		2								
(略)						(略)					

グローバル スタ ディーズ	グローバル教養実践演習		2		2	14
	グローバル教養特別講義Ⅰ	2				
	グローバル教養特別講義Ⅱ	2			2	
	グローバル教養特別講義Ⅲ	2				
	グローバル教養特別演習Ⅰ		2			
	グローバル教養特別演習Ⅱ		2			
	グローバル教養特別演習Ⅲ		2			
	グローバル教養特別演習Ⅳ		2			
	グローバル教養特別演習Ⅴ		2			
	後期国際研修		2			
	海外研修Ⅰ		1			
	海外研修Ⅱ		2		2	
	海外研修Ⅲ		3			
海外研修Ⅳ		4				
(略)						

学 融 合 ミ ニ ブ ロ グ ラ ム 進 化 認 知 脳 科 学									
(略)									
	言語の認知科学Ⅰ	2							
	言語の認知科学Ⅱ	2							
	言語の認知科学Ⅲ	2							
	言語の脳神経科学	2							
	進化人類学	2							
	人間行動進化学	2							
	社会神経科学	2							
	認知神経科学	2							
	発達認知脳科学	2							
	進化認知脳科学特論Ⅰ	2							
	進化認知脳科学特論Ⅱ	2							
	進化認知脳科学実習						2		6

4. 各学科等教務関係内規

(令和 68 年 4 月以降の進学生に適用する。)

(1) 教養学科

1. 単位の認定

- (1) 単位の認定は、セメスターごとに行われ、セメスター当初に履修登録した科目名によって行う。
- (2) 修了試験の方法については、担当教員が指示する。

2. 履修科目の届出

- (1) 指定する期間内に、所定の方法により履修科目の登録をしなければならない。
- (2) 登録後の履修科目の追加及び変更については、これを認めない。

3. 重複履修

同一科目の重複履修については、これを認めない。

4. 言語科目の振替

前期課程の第三外国語のうち、初修のものを後期課程進学後に履修した場合、4 単位までを後期課程の言語科目(言語共通科目及び言語専門科目を指す。以下同様)の単位として認定することができる。

5. 卒業論文

- (1) 卒業年度の学生は、所定の期間内に、教務課後期課程チームに卒業論文題目の届出をしなければならない。届け出る論文題目は主題に限ることとする。
また、総合社会科学分科の学生は、所定期間中に卒業論文の予定題目を提出しなければならない。提出期間等の詳細については、分科の卒業論文ガイダンスにて指示する。
- (2) 卒業論文は、所定の期間内に教務課後期課程チームに提出しなければならない。
- (3) 卒業論文の体裁については、分科ないしはコースが指示する。
- (4) 国際日本研究コースについては、別に定める。

6. 転学科・転分科・転コース

本学科の学生は原則として転学科、転分科及び転コースをすることができない。

7. サブメジャー・プログラム

- (1) 学生は所属するコースの他にサブメジャー・プログラムを選択することができる。
サブメジャー・プログラムを選択する場合、所定の期間内に届出をしなければならない。
ただし、届出の際には所属するコースの主任及び選択するサブメジャー・プログラムの責任者の許可を得なければならない。
- (2) 地域文化研究分科の各コースをサブメジャー・プログラムとする場合、各コースが以下で指定する言語を 6 単位(所属するコースにおいて、既に取得した当該言語の単位数を含む。)以上取得しなければならない。
イギリス研究コース：英語
フランス研究コース：フランス語
ドイツ研究コース：ドイツ語
ロシア東欧研究コース：ロシア語
イタリア地中海研究コース：イタリア語(6 単位)、もしくはギリシャ語あるいはラテン語(6 単位)
北アメリカ研究コース：英語
ラテンアメリカ研究コース：スペイン語あるいはポルトガル語
アジア・日本研究コース：アジア諸語
韓国朝鮮研究コース：韓国朝鮮語
上記単位は、卒業に必要な言語科目の一部として取得するものとする。
なお、コースの組み合わせによっては、卒業要件を解する言語科目を履修しなければならないこともある。

- (3) 地域文化研究分科の学生は、指定されたサブメジャー・プログラム以外に、原則として教養学科、学際科学科及び統合自然科学科の科目を、あるテーマのもとに有意義に組合せ、それをカスタマイズ型のサブメジャー・プログラムとすることができる。届出の際には、所属するコースの主任及び地域文化研究分科の教務委員の許可を得なければならない。

なお、カスタマイズ型のサブメジャー・プログラムの届出は、3年生のみ受け付けるものとする。

- (4) 届け出たサブメジャー・プログラムの変更及びカスタマイズ型サブメジャー・プログラムの届出科目の変更は、やむを得ない事情がある場合の他は認められない。

これらの変更は、コース主任及びその選択するサブメジャー・プログラムの責任者の許可を得なければならない。また、卒業年度の所定の期間内に行わなければならない。

8. 科目の履修について

- (1) 本学科を卒業するためには、次の単位を含む76単位以上を取得しなければならない。

- ① 高度教養科目 所属分科・コースごとに定める単位数
- ② 言語科目 言語共通科目及び言語専門科目から各分科・コースごとに定める単位数
- ③ コース科目 所属するコースごとに定める単位数
- ④ 卒業論文 10単位

- (2) 高度教養科目から取得すべき単位数は、所属分科・コースごとに次の各号に定めるとおりとする。なお、後期国際研修及び海外研修の履修については所属分科・コースの指示に従うこと。また、本学科サブメジャー・プログラム、学際科学科サブプログラム、統合自然科学科サブプログラム又は学融合プログラム(ただし、学融合ミニプログラムを除く。)を1プログラム以上修了することをもって、次の各号に定める単位数を取得したものとみなすことができる。

- ① 超域文化科学分科・地域文化研究分科・総合社会科学分科の各コース
6単位以上。ただし、所属分科が提供する高度教養科目(超域文化科学高度教養、地域文化研究高度教養又は総合社会科学高度教養)は2単位を上限として取得すべき単位数に含めることができる。また、後期教養教育科目は4単位まで高度教養科目の取得単位に含めることができる。
- ② 国際日本研究コース
4単位以上

- (3) 言語科目から取得すべき単位数は、所属分科及びコースごとに次の各号に定めるとおりとする。ただし、言語共通科目のうち「英語」については、6単位を取得上限とする。

- ① 超域文化科学分科
各コースの定める単位を超えて取得した言語科目の単位数は、6単位を上限に卒業に必要な76単位に含めることができる。
 - (ア) 文化人類学コース
14単位以上(2言語以上を履修しなければならない。)
 - (イ) 表象文化論コース
22単位以上(同一言語12単位以上を含め、2言語以上を履修しなければならない。)
 - (ウ) 比較文学比較芸術コース
22単位以上(ある同一言語10単位以上、それ以外の同一言語6単位以上をそれぞれ取得しなければならない。)
 - (エ) 現代思想コース
20単位以上(同一言語10単位以上を含め、2言語以上を履修しなければならない。)
 - (オ) 学際日本文化論コース
18単位以上(2言語以上を履修しなければならない。)
 - (カ) 学際言語科学コース
18単位以上(2言語をそれぞれ6単位以上取得しなければならない。3言語以上を履修する場合、3つ目の言語からは最低取得単位を定めない。)
 - (キ) 言語態・テキスト文化論コース
20単位以上(2言語をそれぞれ6単位以上取得しなければならない。また、言語専門科目を6単位以上取得すること。3言語以上を履修する場合、3つ目の言語からは最低取得単位を定めない。)

② 地域文化研究分科

22 単位を超えて取得した言語科目の単位数は、4 単位を上限に卒業に必要な 76 単位に含めることができる。なお、下記で「同一言語」とのみ指定のある部分については、コース主任に選択する言語を申請し承認を得なくてはならない。

(ア) イギリス研究コース

22単位以上（英語を18単位以上、それ以外の同一言語を4単位以上取得しなければならない。）

(イ) フランス研究コース

22単位以上（フランス語を18単位以上、それ以外の同一言語を4単位以上取得しなければならない。）

(ウ) ドイツ研究コース

22単位以上（ドイツ語を18単位以上、それ以外の同一言語を4単位以上取得しなければならない。）

(エ) ロシア東欧研究コース

22単位以上（ロシア語を18単位以上、それ以外の同一言語を4単位以上取得しなければならない。ただし、ロシア語以外の言語で卒業論文を提出する者は、ロシア語14単位以上、それ以外の同一言語4単位以上を含む22単位以上を取得しなければならない。）

(オ) イタリア地中海研究コース

22単位以上（イタリア語、ギリシャ語及びラテン語を合わせて18単位以上、それ以外の同一言語を4単位以上取得しなければならない。）

(カ) 北アメリカ研究コース

22単位以上（同一言語を18単位以上、それ以外の同一言語を4単位以上取得しなければならない。）

(キ) ラテンアメリカ研究コース

22単位以上（スペイン語及びポルトガル語を合わせて18単位以上、それ以外の同一言語を4単位以上取得しなければならない。）

(ク) アジア・日本研究コース

22単位以上（アジア諸語を16単位以上、それ以外の同一言語を4単位以上取得しなければならない。）

(ケ) 韓国朝鮮研究コース

22単位以上（韓国朝鮮語を18単位以上、それ以外の同一言語を4単位以上取得しなければならない。）

③ 総合社会科学分科

8単位を超えて取得した言語科目の単位数は、8単位を上限に卒業に必要な76単位に含めることができる。

(ア) 関連社会科学コース

8単位以上

(イ) 国際関係論コース

8単位以上

④ 国際日本研究コース

10単位以上。10単位を超えて取得した言語科目の単位数は、卒業に必要な76単位に含めることができる。なお、履修すべき言語等は、コース主任の承認を得なければならない。

(4) コース科目から取得すべき単位数は、所属分科及びコースごとに次の各号に定めるとおりとする。

① 超域文化科学分科

(ア) 文化人類学、表象文化論、比較文学比較芸術、学際日本文化論の各コース、所属コース科目から28単位以上

(イ) 現代思想、言語態・テキスト文化論の各コース、所属コース科目から26単位以上

(ウ) 学際言語科学コース、所属コース科目から30単位以上

②地域文化研究分科 所属コース科目から22単位以上

③総合社会科学分科 所属コース科目から40単位以上

④国際日本研究コース 所属コース科目から34単位以上

(5) 地域文化研究分科における卒業論文の言語は、所属コースごとに次のとおりとする。

① イギリス研究コース 英語

② フランス研究コース フランス語

③ ドイツ研究コース ドイツ語

④ ロシア東欧研究コース 原則としてロシア語

⑤ イタリア地中海研究コース 原則としてイタリア語、ラテン語、フランス語、

ドイツ語又は英語のいずれか

- ⑥ 北アメリカ研究コース 英語
 - ⑦ ラテンアメリカ研究コース 原則としてスペイン語又は日本語
 - ⑧ アジア・日本研究コース 日本語又はアジア諸語
 - ⑨ 韓国朝鮮研究コース 日本語又は韓国朝鮮語
- (6) 本学科サブメジャー・プログラム，学際科学科サブプログラム，統合自然科学科サブプログラム又は学融合プログラムにより取得した単位を，卒業に必要な76単位に含めることができる。
- (7) 卒業に必要な76単位には，教職課程科目，特設科目並びに他学科及び他学部の授業科目の単位数を含めることができる。全学部共通授業科目についても，コース主任の承認を得ることにより，卒業に必要な上記単位数に含めることができる。
- (8) 本学科，学際科学科又は統合自然科学科の卒業要件を満たした上で，サブメジャー・プログラムが定める単位を取得した者には，当該プログラムの修了を認定する。

(4) 学融合プログラム

1. 単位の認定

単位の認定は、セメスターごとに行われ、セメスター当初に届け出た科目名によって行う。

2. 履修科目の届出

- (1) 指定する期間内に、所定の方法により履修科目の登録をしなければならない。
なお、登録をしない科目については、聴講及び修了試験の受験資格がない。
- (2) 登録後の履修科目の追加及び変更については、これを認めない。

3. 重複履修

同一科目の重複履修については、これを認めない。

4. 科目の履修について

教養学科、学際科学科または統合自然科学科の卒業要件を満たした上で、以下に定める単位を取得した者には、当該プログラムの修了を認定する。

(1) 学融合プログラム

グローバル・エシックスプログラム、~~進化認知脳科学プログラム~~、科学技術インタープリタープログラム、東アジア教養学プログラム

認定を求めるプログラムの科目から14単位以上

(2) ~~(2)~~ 学融合ミニプログラム

① 進化認知脳科学プログラム

認定を求めるプログラムの科目から6単位以上

①② グローバルスタディーズプログラム

当該プログラムの科目から146単位以上（授業科目群ごとに定められた「取得すべき最低単位数」を含む。）

(ア) 高度教養科目の後期国際研修を2単位以上取得するか、留学又は休学期間中の海外修学により取得した単位で、単位認定申請により海外研修I～IVIIのいずれかに認定された単位を2単位以上含めることができる。

① ①の規定にかかわらず、海外で自ら体験活動プログラム等に参加した者は、グローバル教養実践演習、グローバル教養特別講義I～III又はグローバル教養特別演習I～Vのいずれかを2単位取得することによって、後期国際研修又は海外研修2単位の代替とすることができる。希望者は、所定の期間内にグローバルスタディーズ委員会に申し出るとともに、グローバルスタディーズ委員会による審議を経て承認を得る必要がある。

(イ) グローバル教育センターの提供するグローバル教養科目群のうちグローバル教養科目を、グローバル教養特別演習I～VIIIのいずれかの代替とすることができる。希望者は、所定の期間内にグローバルスタディーズ委員会に申し出るとともに、同委員会による審議を経て承認を得る必要がある。

教養学部後期課程における授業に関する申し合わせ

令和 年 月 日 総務委員会・拡大教授会承認
令和7年 7月 3日 後期運営委員会承認

この申し合わせは、教養学部後期課程において開講する科目の授業について定めるものである。

(単位)

1. 講義又は演習については15時間、実験又は実習は30時間から60時間の授業時間をもって1単位とする。なお、授業内容によって、時間数を超えて行う場合がある。

(禁止行為)

2. 授業に関して、教員及び学生による以下の行為は禁止する。

なお、取り扱いについては、教養学部前期課程の規定を準用する。

- 1) 著作権法等に抵触する行為
- 2) 大学及び学生の権利を阻害する行為、または不利益となる行為
- 3) 教養学部の許可を得ず教員及び学生以外で授業に関係のない学外者を入室・聴講させる行為
- 4) 教養学部の許可を得ず授業の取材や撮影をさせる行為
- 5) 特定の民間企業や個人への不当な利益供与となる行為
- 6) その他、社会通念に反する行為

この申し合わせは、令和8年4月1日から適用する。

教養学部前期課程における授業形態等に関する申し合わせ

一部修正

令和 4 年 9 月 8 日 教務委員会承認

令和 4 年 9 月 22 日 前期運営委員会承認

この申し合わせは、教養学部前期課程において開講する科目の授業形態等について定めるものである。

(授業回数)

1. 単位当たりの授業回数については、以下の時間数を基本とする。
 - 1)「講義」及び「演習」科目は、13回の授業(各105分)をもって2単位、または7回の授業(各105分)をもって1単位とする。
 - 2)「実験」及び「実習」科目は、13回の授業(各105分)をもって1単位とする。なお、休講等により、授業回数が不足する場合は、補講等により充足することを原則とする。

(授業形態)

2. 授業形態としては、通常講義(週1コマないし2コマ開講)を基本とする。
なお、以下にあげる形態により授業を行う場合、担当教員は事前に教務課前期課程に報告し、必要に応じ教務委員会の審議を経ることとし、シラバスにもその旨を記載する。
 - 1)集中講義
 - 2)学外における授業等
 - 3)双方向遠隔講義
 - 4)インターネット配信
 - 5)その他、通常の形態と異なる授業

(禁止行為)

3. 授業に関して、教員及び学生による以下の行為は禁止する。
 - 1)著作権法等に抵触する行為
 - 2)大学及び学生の権利を阻害する行為、または不利益となる行為
 - 3)教養学部の許可を得ず教員及び学生以外で授業に関係のない学外者を入室・聴講させる行為
 - 4)前期課程以外の課程との合併授業の実施(主題科目を除く)。
 - 5)教養学部の許可を得ず授業の取材や撮影をさせる行為
 - 6)特定の民間企業や個人への不当な利益供与となる行為
 - 7)その他、社会通念に反する行為

この申し合わせは、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。

令和4年9月8日 教務委員会承認
令和4年9月22日 前期運営委員会承認
令和6年11月14日 教務委員会改正
令和6年11月28日 前期運営委員会改正

教養学部前期課程における授業形態等に関する申合せの「3. 禁止行為」の取扱いについて

3) 教養学部の許可を得ず教員及び学生以外で授業に関係のない学外者を入室・聴講させる行為

授業に関係のない学外者を入室・聴講させる行為は原則として禁止であるが、教養学部の許可を得て入室・聴講させることができる。その際は、入室・聴講を予定する日の原則として2ヶ月前までに学部長に申し出ることとする。教養学部は申出を教務委員会及び前期運営委員会に諮り、その内容が、大学側が実施する事業のために必要であると認められた場合には、申出を許可するものとする。

【参考】

- 授業に関係のない学外者の入室・聴講を許可しなかった事例
 - ・講義録を出版するにあたって、秘書（講師は国会議員）の入室
 - ・外国の国会議員の授業見学のための入室
 - ・高校生や他大学の学生等の聴講
- 授業に関係のない学外者の入室・聴講を許可した事例
 - ・外国の大学による教育及び研究の参考のための訪問（平成29年10月承認）

4) 前期課程以外の課程との合併授業の実施（主題科目を除く）。

前期課程以外の課程との合併授業の実施は原則として禁止であるが、主題科目については科目の特性から、この限りではない。また、主題科目以外の科目については、教養学部の許可を得た場合には実施できる。その際は、開講する Semester の授業初日の原則として2ヶ月前までに学部長に申し出ることとする。教養学部は申出を教務委員会及び前期運営委員会に諮り、その内容が適切と認められた場合には、申出を許可するものとする。

5) 教養学部の許可を得ず授業の取材や撮影をさせる行為

本学の方針として、外部の機関による授業の取材や撮影については、基本的には受け付けていないが、授業を担当している部局が所属部局長の了解を得た上で、教養学部取材や撮影を申し出た場合には許可することがある。その際は、取材や撮影を予定する日の原則として2ヶ月前までに教養学部長に申し出ることとする。教養学部は申出を教務委員会及び前期運営委員会に諮り、その授業が教育改革の実施等、全学あるいは部局の戦略と密接に関わる授業であり、かつ取材内容がその授業にとって必要であると認められた場合には、申出を許可するものとする。

【参考（許可事例）】

○授業に関係のない学外者の授業の取材や撮影を許可した事例

- ・ 大学案内の作成のための外部カメラマンによる授業風景の撮影。
- ・ 初年次ゼミナール理科の教科書を作成するための外部のライターによる授業の取材及びカメラマンによる授業風景の撮影。

なお、外部の機関による授業の取材や撮影ではなく、教員自らによる公表を前提とした撮影等については次のように取り扱うものとする。

①授業風景の写真撮影及び公開について

授業風景の写真を撮影し、それをウェブ上で公表したり、出版・放送等の一部とする場合には事前に教養学部の許可を必要とする。

②授業内容の録音について

印刷物の出版等、何らかの目的のために、授業内容の録音をする場合には、事前に教養学部の許可を必要とする。なお、録音内容そのものの公開は原則として禁止する。

③配信を目的とした授業風景の動画（音声含む）による撮影について

特定又は不特定多数の者への公開を前提とした授業風景の動画による撮影については、全学あるいは部局の戦略として実施する授業で、撮影することが別途認められた授業を除き、原則として禁止とする。

①から③の許可申請にあたっては、申請者は撮影（録音）予定日の原則として2ヶ月前までに教養学部長に申し出ることとする。

教養学部長宛の申出に対し、教養学部は教務委員会及び前期運営委員会に諮り、その内容が、「教養学部前期課程における授業形態等に関する申合せ」の「3.禁止事項」1)、2)、5)、6)に該当しないと認められ、そのことが本学部として有意義と認められる場合には、申出を許可するものとする。